

第2次総合振興計画の  
策定にあたって



## 1 総合振興計画策定の趣旨

平成18年(西暦2006)3月27日に、八森町と峰浜村の2町村合併により誕生した八峰町では、平成19年(西暦2007)3月に策定した「第1次八峰町総合振興計画」に基づき、それぞれの地域の特色を生かしながら、「白神の自然と人とで創るやすらぎのまちづくり」を進めてきました。

これまで総合計画は、地方自治法において「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされていましたが、平成23年(西暦2011)の同法の一部改正によって、法的な策定義務がなくなりました。

一方で、本格的な人口減少時代に入り、急速な少子高齢化が進むとともに、地方では、地場産業の衰退や都市部への若者層の流出などが続き、地方創生が重要なテーマとなるなど、本町を取り巻く環境も様々な影響を受けています。

また、本町は歳入の大半を国からの地方交付税に頼らざるを得ない脆弱な財政基盤の上にあることから、地方交付税算定替えの動向を注視しつつ、行政改革による経費の節減に努めるなど、持続可能な自治体運営を確立していかなければなりません。

これからも、本町が、長期的かつ総合的な視点を持ちながらまちづくりを計画的に進めていくため、平成26年(西暦2014)9月に制定した「八峰町総合振興計画策定条例」に基づき、「第2次八峰町総合振興計画」を策定します。